

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第123号 施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと議案第148号一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第123号施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが

使用料見直し基本方針の中で、「施設を利用して便益を受けるすべての利用者が、その一部を負担することが原則」とされておりますが、

市民がくらししていく中で、さまざまなスポーツや健康維持の活動、文化や趣味に親しむのは権利です。

そのことで 何かの便益を受けているという考え方はおかしいのではないのでしょうか。

施設の利用料が有料になり、子供達やお年寄りが活動しにくい状態になれば体力づくりや健康維持増進が図れず、医療費の増加にひいては国保財政にもはね返ってくることにもなります。

市民が活発に活動することを喜んで保証することこそ市の役割ではないのでしょうか。

また、負担能力のない小、中、高校生などを有料とされたのも、9次総にある 「安心して子育てができる街 鳥取市」とは相容れません。

本市は財政的にも 23年度決算剰余金が 19億円報告されています。

使用料見直しでどれだけの財政的にプラスになるのでしょうか。

市民は今回の見直しを「寝耳に水」と受け取っています。

今回の見直しには賛成できません。

また、議案第148号一般会計補正予算には、河原インター山手工業団地の排水処理施設に関わる経費が、可燃物処理施設の排水処理施設と一体化で計上されております。

可燃物処理施設はまだ地元合意がされておられません。見切り発車で既成事実をつくろうとするもので、賛成できません。

以上で反対討論を終わります。